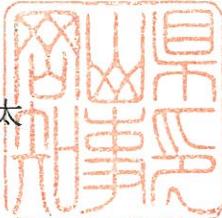


公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和5年2月22日

岡山県知事 伊原木 隆太



1 委託業務名

令和5年度次世代おかやまアーティスト活動促進事業実施業務

2 業務の目的

次世代を担う芸術家を育成するとともに、県民に対して優れた芸術に触れる機会を提供し、県文化の底上げを図ることを目的として、岡山県にゆかりのある芸術家を起用した企画展や舞台などを実施し、活動の機会を創出する。また、併せて若手・新人の芸術家にも活動・発表の機会を提供し、創作活動を支援する。

3 業務の概要

(1) 委託業務内容

別紙「令和5年度次世代おかやまアーティスト活動促進事業業務仕様書」による

(2) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(3) 提案上限額（消費税相当額を含む。）

1,000千円

※県が予定する委託料の総額は、2,000千円（消費税相当額を含む）以内とする。

4 委託事業者の参加資格

企画提案できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岡山県の市町村、又は県内に主たる事務所を置き、意思決定や予算執行を行う体制が確立されている団体とする。
- (2) 企画・運営に係る専門知識を持った担当者が配置されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (7) 営利を目的として活動を行っている者でないこと。

5 業務委託に係る事務を担当する課の名称等

岡山県環境文化部文化振興課 担当：山下
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話：086-226-7903 FAX：086-233-5720
E-mail：bunkasin@pref.okayama.lg.jp

6 契約条項を示す場所
上記 5 の場所とする。

7 仕様書等の配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和 5 年 2 月 22 日 (水) から同年 3 月 22 日 (水) まで (閉庁日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで。

(2) 配布場所

上記 5 の場所に同じ。また、岡山県環境文化部文化振興課のホームページからダウンロードできる。[\(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/\)](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/)

8 企画提案参加手続等

本委託業務の企画提案に参加を希望する者は、企画提案参加意思確認書【様式 1】を次のとおり提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、提出した書類等について県の担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和 5 年 2 月 22 日 (水) から同年 3 月 6 日 (月) の午後 5 時まで。

(2) 提出場所

上記 5 の場所に同じ。

(3) 提出方法

原則、郵送または電子メールで提出すること。なお、期限内の発送であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

9 仕様書等に関する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、県の担当者に対して説明を求めることができる。

(1) 受付期間

令和 5 年 2 月 22 日 (水) から同年 3 月 10 日 (金) の午後 5 時まで。

(2) 受付場所

上記 5 の場所に同じ。

(3) 提出様式

仕様書に対する質問・回答書【様式 2】による。

(4) 提出方法

原則、郵送または電子メールで提出すること。なお、期限内の発送であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

電子メールの場合は、タイトルを「プロポーザル質問書」とすること。

(5) 回答

電話または電子メールにより隨時回答する。また、必要に応じて、内容を岡山県環境文化部文化振興課ホームページに掲載する。

(6) その他

企画提案書の提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

10 企画提案書の提出

本委託業務に企画提案する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期日

令和 5 年 2 月 22 日 (水) から同年 3 月 22 日 (水) の午後 5 時まで。

(2) 提出場所

上記 5 の場所に同じ。

(3) 提出方法

持参または郵送で提出すること。なお、期限内の発送であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす（書留郵送、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるものが望ましい）。

(4) 提出書類

- ① 実施業務に係る提案書【様式3】1部
- ② 見積書【様式4】1部（※要代表者印）
- ③ 企画提案書【様式5】5部
- ④ 起用する芸術家に関する資料（作品写真や活動のわかる資料など）5部
- ⑤ 企画提案者に関する調書【様式6】5部
- ⑥ 企画提案者に関する資料（概要をまとめたもの、パンフレット等）1部
- ⑦ 過去の実績がわかる資料（過去に開催したイベント等のチラシ等）1部

(5) 留意事項

- ① 提出書類は、A4縦型、横書きとする。ただし、チラシ、冊子類は除く。
- ② 入場料等を徴する場合は、必ず県と事前に相談した上で提出すること。

11 企画提案書の審査

企画提案者から提出された書類に基づき、別に定める審査員による審査を行い、委託先候補者として選定する。

12 委託先候補者の選定方法

委託業務の内容に係る企画提案に係る書類と経費見積書に基づき、総合的に判断して採用者を決定する。なお、選定結果について異議の申し立てはできない。

13 失格事項

- 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ・企画提案書の記載事項に虚偽の内容が含まれる場合。
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
 - ・上記4の参加資格の要件を満たしていないと判明した場合。

14 契約の締結等

- (1) 県は委託先候補者として選定された者と随意契約を締結する。その際、業務の具体的な実施方法について受託者と協議を行うことがある。
- (2) 委託先候補者として選定された者は、企画提案に係る内容を担当者と協議の上、速やかに見積書を提出すること。
- (3) 契約にかかる経費は受託者の負担とする。
- (4) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、県が定める暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約を拒んだものとみなす。
- (5) 契約保証金については、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

15 その他

- (1) 提出された書類等の記載内容の変更は原則として認めない。
- (2) 提案参加に係る費用は、参加者負担とする。なお、提出された書類等は返却しない。
- (3) この事業は、令和5年度事業であり、令和5年度予算が岡山県議会で可決され、予算の執行が可能になった後に契約を締結する。なお、令和5年度当予算が岡山県議会で可決されない場合は、契約を締結しない。